

第5回【健康保険と共済制度】被用者保険制度の概要、目的、対象、費用負担

社会保障 II
11月1日

第5章第1節医療保険制度の概要
(3)保険給付の種類と内容
(4)医療保険の各制度の財源と保険財政
p.123-130
2限目 10:40 ~ 12:10
講義室 304
担当:原 優彦

1

1

今日のお話

第5章社会保障制度の体系
第1節 医療保険制度の概要
3. 保険給付の種類と内容
4. 医療保険の各制度の財源と保険財政

ここでは、

1) 公的医療保険制度の給付には医療給付と現金給付がある、医療給付には現物給付と療養払い(償還払い)が、また現金給付には傷病手当などの各種給付金があること。
2) 市町村国保、被用者保険、後期高齢者医療制度の財政について、学ぶ。

2

2

第1節 医療保険制度の概要
3. 保険給付の種類と内容

□ **公的医療保険制度の給付**には医療給付と現金給付がある
➤ 医療給付には現物給付・療養払い(償還払い)がある。
❖ 現物給付: 診察、検査、処置、手術、投薬、入院などの、医療機関での療養給付があり、支払いは全額ではなく、自己負担分のみとなる。
❖ 療養払い(償還払い): 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費については、患者が全額立替払いをした後に、負担割合分を差し引いて金額の支給を受ける
❖ 高額療養費: 自己負担の限度額を超えた分が払い戻される制度。世帯における医療保険、介護保険との合計の自己負担上限額を超えた場合に支給される。高額介護合算治療費などがある。

3

第1節 医療保険制度の概要
3. 保険給付の種類と内容

➤ 現金給付は、就業や労務に起因するものが多く、健保にはあるが国保にはないものもある。
❖ 傷病手当金: 被保険者(本人)が疾病・負傷などにより【労務に服することができない】場合に支給。ただし【労務または通勤を原因とする】場合は、労働者災害補償保険(労災保険)の給付。
❖ 出産手当金: 被保険者(本人)の出産で給与が得られない場合に支給(休業補償)、**被用者保険(健保)のみ**。
❖ 出産育児一時金: 被保険者(本人) + 被扶養者の出産に対して支払われるもので健保にも国保にもある。
❖ 移送費: 緊急移送時の費用、健保にも国保にもある。
❖ 埋葬料: 健保では被保険者(本人)でも被扶養者でも出る。国保は自治体により異なる。
★救急車は行政サービス、費用は自分たちの税金、原則無料。

4

第1節 医療保険制度の概要
4. 医療保険の各制度の財源と保険財政

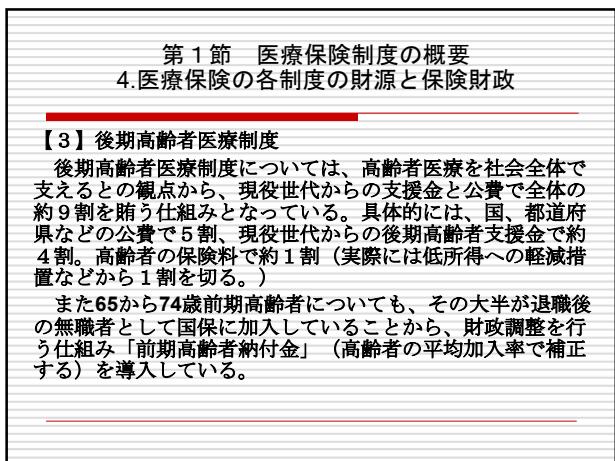
【1】市町村国保の財政
市町村国保は、加入者の平均年齢が他の医療保険制度に比べ高い(年金生活者が多い)ため、1人あたりの医療費が相対的に高いが、平均所得が比較的低く、加入者1人あたりでみた平均保険料は低い。時代により加入者の主たる属性は変化しているが、被用者保険に加入できない無職や相対的に所得の低い加入者が市町村国保に集まる構造は変わらない。
★国民皆保険の「最後の砦」
★2015年度から: 保険料の軽減対象となる低所得者の数に応じた財政支援の拡大など。2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となる。

5

第1節 医療保険制度の概要
4. 医療保険の各制度の財源と保険財政

【2】被用者保険の財政
被用者保険は、加入者の平均年齢が相対的に低く、1人あたりの医療費も相対的に少ない傾向にある。また組合健保、共済健保については、加入者の平均所得が相対的に高いために保険料収入も安定している。しかし、中小企業の社員とその扶養者を対象とする協会けんぽは、財政基盤も弱く、公費が16.4%投入されている。また、組合健保、共済健保などでも、後期高齢者医療制度や前期高齢者医療制度のための負担増の影響で財政が赤字となるところが出てきている。

6



7

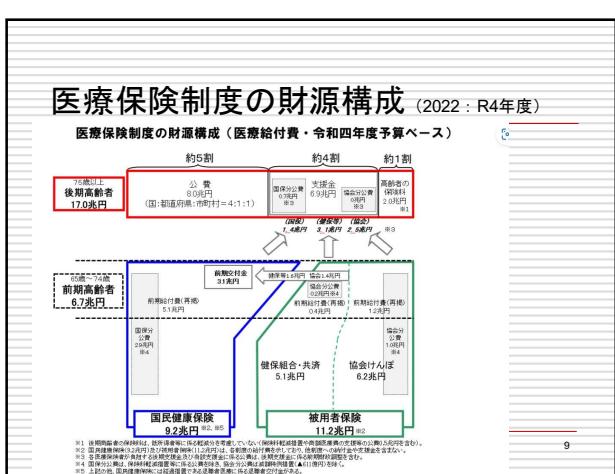
公的医療保険の各保険者の比較

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	複合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和3年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和3年3月末)	2,860万人 (1,735万世帯)	4,044万人 (3,217万世帯)	2,889万人 (2,115万世帯)	854万人 (615万世帯)	1,803万人 (1,245万世帯)
加入者平均年齢 (令和3年3月末)	53.6歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
加入者割合 (令和3年3月末)	43.6%	7.7%	3.4%	1.4%	1.7% (※1)
加入者一人あたり 保険料 (令和3年3月末)	37.9万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者一人あたり 保険料 (令和3年3月末)	86万円	159万円	227万円	248万円	86万円
加入者一人あたり 保険料 (令和3年3月末)	8.0万円	11.0万円 (214万円)	13.2万円 (284万円)	14.4万円 (384万円)	7.2万円
加入者一人あたり 保険料 (令和3年3月末)	13.87万円	13.87万円	13.87万円	26.0万円 (334万円)	8.4%
被保険者割合	11.3%	7.5%	5.8%	5.8%	8.4%
公費負担	約5割	約4割	約1割		
公費負担	約5割	約4割	約1割		

※1: 公的医療保険の各保険者の割合を示すものではありません。
※2: 共済組合は、(1)公的医療保険の加入者割合を算出する際の公的医療保険の加入者数を用いています。(2)後期高齢者医療制度の加入者割合を算出する際の後期高齢者医療制度の加入者数を用いています。
※3: 共済組合は、(1)公的医療保険の加入者割合を算出する際の公的医療保険の加入者数を用いています。(2)後期高齢者医療制度の加入者割合を算出する際の後期高齢者医療制度の加入者数を用いています。
※4: 共済組合は、(1)公的医療保険の加入者割合を算出する際の公的医療保険の加入者数を用いています。(2)後期高齢者医療制度の加入者割合を算出する際の後期高齢者医療制度の加入者数を用いています。
※5: 共済組合は、(1)公的医療保険の加入者割合を算出する際の公的医療保険の加入者数を用いています。(2)後期高齢者医療制度の加入者割合を算出する際の後期高齢者医療制度の加入者数を用いています。

8



9

次週

次回は、11月8日

#6 【国民健康保険制度及びその他医療制度】目的、対象、給付の種類、費用負担、後期高齢者医療制度第5章第1節医療保険制度の概要 (5)日本の医療保険制度の特徴 (6) そのほかの医療に関する助成制度 p.130 -139

10